

沖縄県雇用対策推進協議会幹事会設置要綱

(設置目的)

第1条 沖縄県雇用対策推進協議会設置要綱第5条に基づき、沖縄県雇用対策推進協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次の各号に掲げる協議会での協議事項について、課題の調整及び取り組みを検討する。

- (1) 雇用機会の創出・拡大と求職者支援について
- (2) 若年者の雇用促進について
- (3) 職業能力の開発について
- (4) 働きやすい環境づくりについて

(組織)

第3条 幹事会委員は、別表のとおりとする。

2 幹事会には、会長を置く。

3 会長は、沖縄県商工労働部長をもって充てる。

4 会長は、幹事会を総括し、必要があると認めたときは、委員以外の関係者を幹事会に出席させその意見等を聴くことができる。

(会議)

第4条 幹事会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第5条 幹事会の庶務は、沖縄県商工労働部雇用政策課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体名	職名
沖縄県	沖縄県商工労働部	部長（会長）
	沖縄県福祉保健部	部長
	沖縄県農林水産部	部長
	沖縄県教育庁	教育長
労働局	沖縄労働局	職業安定部長
経済団体	沖縄県経営者協会	専務理事
	沖縄県産業振興公社	専務理事
	沖縄県中小企業家同友会	専務理事
	沖縄県商工会連合会	専務理事
	沖縄県中小企業団体中央会	事務局長
	沖縄県工業連合会	専務理事
	沖縄県商工会議所連合会	事務局長
労働団体	日本労働組合連合会沖縄県連合	事務局長
	沖縄県労働者福祉基金協会	専務理事
その他団体	沖縄県農業会議	事務局長
	沖縄県社会福祉協議会	事務局長
	沖縄県母子寡婦福祉連合会	沖縄県マザーズスクエアゆいはあと副責任者
	沖縄県シルバー人材センター連	事務局長
	高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄職業訓練支援センター	所長
	沖縄県大学就職指導研究協議会	事務局長
	沖縄県専修学校・各種学校協会	会長
	沖縄県社会保険労務士会	理事